

届出による病床設置の診療所計画

医療圏	東葛南部
-----	------

No.	病院名	予定地
1	(仮称) ファミール産院いちかわ	市川市
2	船橋訪問クリニック	船橋市

有床診療所の病床設置に関する特例

基準病床数制度に基づく病床配分とは別に、一定の機能を持つ診療所については届出により病床設置が可能であり、その一定の機能とは以下の①、②のとおり医療法施行規則に定められている。

- ① 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、医療法第 30 条の 7 第 2 項第 2 号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために以下の機能を有し、必要な診療所として認めるもの。

ア 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）

イ 急変時の入院患者の受け入れ機能（年間 6 件以上）

ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能

エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能

（入院患者の 1 割以上）

オ 当該診療所内において看取りを行う機能

カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）

を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間 30 件以上）

キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能

- ② 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるもの。

- ③ ①又は②の診療所については、一般病床に加え、療養病床の場合であっても、届出による設置又は増床を可能とする。